

「山口市議会基本条例（素案）」に寄せられたご意見及びご意見に対する考え方

- (1) 意見募集期間 平成 20 年 12 月 15 日（月）～平成 21 年 1 月 14 日（水）
 (2) 意見の件数 意見提出者：10 名 提出意見数：33 件
 (3) 意見の内容と考え方 以下のとおり

項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
全体に関するご意見	条例全般が遵守されるよう、お願いいたします。	条例全般が遵守されるよう第 20 条に条例の研修を義務付けるとともに、目的が達成されているかどうか不断の検証を行います。
	役割とあり方を明文化することは、素晴らしい取組みだと思われま。ぜひ低年齢層の市民が見ても理解しやすい表現方法の検討も併せてお願いいたします。	条例には内容のわかりやすさとともに、表現の正確性や法令、市の他の条例との整合性等も求められ、専門的な用語や法令特有の言い回しも避けられない事情がありますが、いただいたご意見を参考に説明や基本条例用語解説を加えます。
前文	「いわゆる」や「などによる」という表現はあいまいなので使わないほうがよい。	地方分権一括法とは、正式名称を「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といい、地方分権を進めるため、地方自治法など関係する 475 本の法律改正を一括形式で行ったものです。法律名称が長いことなどにより「いわゆる地方分権一括法」と表現しています。 山口市を取り巻く環境の変化は合併による行政区域の拡大に限られたものではないので「などによる」と表現しています。
	「平成 12 年の地方分権一括法」について普通の市民は知らないのだからわかりにくい。	地方分権一括法については、用語解説で説明します。
	「市民、行政及び議会が一体となって」は、前文中「議会は、市民の意思を代弁する合議制の意思決定機関であることを常に自覚し、行政運営についての監視と評価を行う責務を有する。」の部分に記載されているが、主権者は市民で、議会は民意を反映させるところ、また、議会は行政の失走を防ぐところなので一体になってはいけません。	地方分権を推進するためには、住民自治の拡充を図ることが必要と考えています。そこで、市民、行政及び議会が一体となって取り組むことを規定するとともに、この中で議会は行政運営の監視と評価の役割を担うことを規定しています。決して、監視機関としての議会の役割を否定するものではありません。
	前文の冒頭部分は、地方自治の強化を表現したいのと思うが、この部分は無くてもよい。	前文には、本条例の制定の趣旨、背景、基本的な考え方について記載しております。 条例制定の理念をより明確にするためにも、条例の制定の背景などの記載は必要であり、地方分権の推進のためには、三者が一体となって取り組む必要があると考えています。
前文中「山口市民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。」のはじめに「主権者である」を入れる。	この条例は、議会の役割を明確にし、議会に関する基本的事項を定めることで、分権時代における議会の役割と責任を遂行することを目的として規定しています。これらは、市の主権者としての市民の存在を前提としたもので、あえて、記述しておりません。	

項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
第1章総則	<p>第1章総則（目的）に「分権時代にふさわしい議会を実現」とあり前文には「合併による行政区域の拡大など」とある。もう一步進めて広域県央中核都市形成について積極的文言が必要と思う。私は市総合計画策定時、宇部、防府を入れることを提言。時代の要請も受け、使命、理想も掲げ山口県のへそづくりに矜持と責任を感じる事が大切と信じる。</p>	<p>前文の合併による行政区域の拡大は山口市の事情のひとつとして地方分権の進展とともに本条例の制定の背景として記載しております。</p>
	<p>「二元代表制」は市民に言葉の意味を解説しないと解りにくいと思います。</p>	<p>二元代表制については、用語解説で説明します。</p>
	<p><基本理念>をはっきりとさせるべき。例えば、市議会は日本国憲法にのっとり、市民の豊かな生活とより良い山口の明日を築くことを目指すものとする・・・など。</p>	<p>前文中に条例制定の理念を明らかにしており、議会の役割と責任を遂行することで、市民福祉の向上と市勢の伸展に寄与し、山口市のまちづくりを推進することにつながると考えます。</p>
第2章 議会と議員の活動原則	<p>第2章に活動原則が記されていますが、その前に議会活動そのものの「目的・ねらい」の記載が必要ではないか。またそれを、強く意識・認識すべきであると思います。すなわち、市民が未来に亘って、安心して生活が営める各種の制度や仕組み、体制作り、まちづくりを行うことではないか。これは、議会のみならず、市長自らまた市職員など行政全体に携わる立場に共通しますが。</p>	<p>第1条に議会の役割と責任を遂行することを条例の目的として規定しており、これを受けて第2章の活動原則を規定しています。 議会は、市長とともに、二元代表制の一翼を担う機関として、議会の役割と責任を遂行することで、市民福祉の向上と市勢の伸展に寄与し、山口市のまちづくりを推進することにつながると考えます。</p>
第2条 議会の活動原則	<p>解説に、公平、公正、透明性ということが記されているが、さらに加えて「永続性」と「先見性」が必要ではないか。ただし「永続性」は改定を否定するものではありません。一時凌ぎや逆に検討不足のための不要な変更などを防止するためである。したがって、その旨を追記すべきであると思います。</p>	<p>第2条第1項では、議会の役割として議決機関としての役割と監視機関としての役割の二つの役割を果たすために、公平性、公正性及び透明性をもって活動することを原則として定めています。「永続性」や「先見性」も議会として必要な要素であると考えますが、意思決定機能、監視機能の原則には合致しないと考えます。</p>
第3条 議員の活動原則	<p>「多様な市民の意見」とは少数でもきちんと耳を傾けるということなので「一部団体及び地域の意向にとらわれず」の文はいらない。</p>	<p>議員は、地域の課題を的確に把握し、市政に反映させてその解決に取り組む役割を担っていますが、最終的には、議決機関としての議会の構成員であることから、市民全体の利益を考えて活動することが求められているものと考えています。</p>
	<p>「市民全体の福祉の向上を」中、「全体」のことはいらない。</p>	<p>議員は、議会を構成する一員として市民全体のために活動することを規定しており、「市民全体の福祉の向上」としております。</p>

項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
第4条 会派	<p>私たち市民からすると第4条の「会派」は当然視しにくい項目である。各会派の「理念」が公表されているわけではないからそれぞれの会派の存在理由が分からないし、したがってなぜ会派が議会運営の円滑化要因となるのか理解しにくい。実際に市民が多少とも会派の存在をマスコミを介して意識するのは、議長選をめぐる「争い」くらいなのである。</p> <p>第2章第4条（会派）の規定を削除すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会派を結成してもしなくてもよいということをおぼろげに規定する必要はない。 ・派閥をつくり委員会審議の前に合意形成されるなど、いわゆる談合することになりやすいのではないか。 ・議員数が多くないので委員会での審議を十分に行うことでよい。 	<p>山口市議会では、「会派」を中心に議会内の意見調整を効率的に進めていく方法、いわゆる「会派制」を採用しています。</p> <p>現在、会派に関する情報はホームページや市議会だよりに掲載しておりますが、今後も、議会として会派の理念や活動について、わかりやすい情報提供に努めます。</p> <p>なお、会派については、用語解説で説明します。</p>
第3章 市民と議会の関係	<p>市民との関係で「公表」「開示」「公開」「意見聴取」「市民参画」などが提起されているが、それぞれの具体的あり方が示されないと意見を出しようがない。基本条例制定後市民との関係について具体的なあり方が検討されるのか。</p> <p>「市民と議会の関係」の中で、市民への説明責任と市民の議会への参画がうたっており、市民に異論がある場合にはいかに対処されますか。すなわち、市民に反問権ありとすればいかにとり扱われるのか伺いたい。</p>	<p>第3章市民と議会の関係では、議会活動の透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすこと、常任委員会及び特別委員会を原則として公開することで市民に開かれた議会を目指します。また、市民の意思を議会活動に反映させるため、参考人制度及び公聴会制度の活用や請願者等から意見を聴いた上で審査を行うことなど、市民の意思を反映させた判断や政策提案を行うことを規定しており、今後、具体化に取り組みます。</p>
第6条 委員会の公開	<p>「原則として」はなぜなのか、理解できない。削除するか、もしくは「積極的に」に置きかえる。</p>	<p>現在、委員会の傍聴は委員長の許可が必要です。しかし、本会議は公開が原則ですので、傍聴許可の必要はなく、自由に傍聴できます。そこで、本条例の制定により委員会傍聴の許可制を撤廃し、積極的に公開を進めようとするものです。</p>
第7条 市民の議会への参画	<p>第7条第3項中「設けるよう努めるものとする」は「設けるものとする」とし、はっきりさせること。</p>	<p>審査に当たっては、請願者等からの意見を聴く機会を設けることを規定しています。しかし、提出者の意向もあることから義務化せず、「努めるものとする」としています。</p>
第9条 透明性の確保	<p>この基本条例は市民によってもよく理解できるものでなくてはならない。分かりにくい点をあげてみると、9条「市長等との関係の透明性の向上を図るために必要な措置を講ずる」とは具体的に何を意味するのか。</p> <p>第9条中「の向上」は削除。「透明性を図る」と、はっきりさせる。</p>	<p>議会と市長等との関係については、二元代表制の下、立場や権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならないため、いわゆる口利きや不正な働きかけ防止のため、公益通報制度など透明性の向上に必要な措置を想定しています。</p> <p>公正で透明性のある行政運営を行うために、議会と市長との関係の「透明性」が求められていると考えます。そして、それを更に高めるため「透明性の向上を図る。」と表現しています。</p>

項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
第12条 議会への説明等	この基本条例は市民によってもよく理解できるものでなくてはならない。分かりにくい点をあげてみると、12条「その政策水準を高めることに資するため」は不要ではないか。	議会は議決機関として、議案審議を通して市の政策水準を高めていく必要があり、第12条は、市の重要な政策について、議会が審議のために必要な情報を求めることを規定しています。
第13条 委員会の役割と運営	この基本条例は市民によってもよく理解できるものでなくてはならない。分かりにくい点をあげてみると、13条全体。	議会審議における委員会審査の重要性を認識し、委員会活動の充実、弾力的な運営、市民にわかりやすい審査に努めることを規定しています。 委員会については、用語解説で説明するとともに、構成や活動報告はホームページや市議会だよりに掲載しておりますのでご覧ください。
第7章 議会の機能強化	法機関としての能力アップが地方分権には求められる。行政側にしても中央照会型から自立解釈の場面は増すことになる。 図書室も必要ではあるが県立図書館も市立図書館もあってどの程度の規模を想定しているか不明だが、必要性の高いのは法務室、国の内閣法制局的なものが求められる。市民もどんな条例があるのかすぐ分かり、その解釈見解等も問合せることができ、より身近になる。	議会図書室は、議会活動に必要な資料を収集、保管して提供することを目的としたもので、地方自治法の規定に基づき「議員の調査研究に資するため」設置されており、政策立案機能の強化のための方策のひとつとして、第17条に図書資料の充実とその活用を規定しています。 ご意見のとおり、平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、法務能力の向上は不可欠であると考えます。 この法務能力の向上も含めて、第7章で議員研修や議員の政策形成活動を補助するための議会事務局の充実強化を規定しています。
第8章 議員の政治倫理	議員の政治倫理を規定しなければならない議員がいるのですか。 あいまいな表現ではなく、きちんとした物で、市民に対し恥かしくないものにして下さい。 「議員の政治倫理」に関しての説明文の後段の、「なお、遵守すべき具体的な規範等については、別に調査研究を進めています」は「別に調査研究を進めます」ではないでしょうか。	具体的な事案の有無により規定するのではなく、政治倫理の確立は、議会政治の根幹であり、議員は、市民の代表であることを常に自覚し、市民の信頼に応えるよう努めなければならない、あえて議会基本条例に基本理念を明らかにする意義があると考えます。 いただいたご意見は真摯に受け止め、今後の取り組みの参考とします。 現在、議会基本条例の検討と並行して調査研究を進めています。
第9章 最高規範性と見直し手続き	2 議会は、この条例の理念を共有するため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。 とありますが、議員たるものは基本的に構想立案力・実行力・説明責任能力を具備すべきと記載すべきと思いますが。	議員の資質は、議員が自ら積極的に研さんを積むことにより高められるものと考えます。本条例では第3条に自己の能力を高める不断の研さんに努めることを規定し、第20条では議員へ本条例の理念を浸透させるために規定しています。

項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
その他	<p>基本条例（素案）には、私たち市民の目からして当然視すべき規定が多く含まれていて、この当然視すべき事項をあらためて条例化するのはこれまでの議会、議員のあり方において「当たり前」ではない状態があったことを推察させる。したがって基本条例が制定されたからといって議会、議員のあり方が全て「当たり前」な状態になるとは限らない。そのような観点からして、議会、議員の活動状態を例えば一年単位で市民代表も加わって点検・評価する必要がある、このことを基本条例の規定に含めるべきである。</p> <p>議長、副議長選出を透明化するルールが規定されるべきである。</p> <p>基本条例と直接関係ないが、議会の存在価値を高めるための根源的問題がある。 ①市民において多数を占める一般勤労者（いわゆるサラリーマン）は議会から疎外される状態におかれている。 ②議員の「職業化」 - 議員の任期制の問題 ③議員報酬のあり方</p> <p>全文を読みました、結構全文読むのに苦労しました。でも議会のあり方としては当然のことを文章にされていると思いました。</p> <p>市長も議員も市民の選挙によって選ばれた人なので私たち市民も市の行政には関心を持っていかなければならないのですが、議会だより、ケーブルテレビの放映、議員さんの報告などで知ることができます。</p> <p>しかし、行政と異なる考えや他の意見など市民の要求もでてきますので、そんなときの議会のあり方は今のままでは十分とはいえないのではないのでしょうか。市民の要求がとり入れられる運営はもっと考えてほしいと思いました。</p>	<p>山口市議会基本条例は、いつの時代においても議会としての権能を十分に発揮し、その責任が果たされるよう議会のあるべき姿を追求するものであり、市民に開かれた議会・信頼される議会を目指して、議会のあり方や議員の使命、役割等、議会に関する基本的事項を定めるために制定しようとするものです。</p> <p>山口市議会は市民の皆さんの負託に全力で応えるためにも、本条例を遵守した議会活動に鋭意取り組んでまいります。</p> <p>議長及び副議長の選任手続きは、地方自治法に規定され、選挙は、公職選挙法の一部を準用しています。</p> <p>山口市議会では、議長、副議長選挙における立候補者の所信表明の導入など、透明性の高い選挙を実施しています。</p> <p>地方議会制度のあり方についてのご意見ですが、第二期地方分権改革に向けて、昨年12月に地方分権改革推進委員会から第二次勧告が行われ、第29次地方制度調査会においては、本年7月までに答申が取りまとめられる予定です。</p> <p>議会の制度面における法令上の様々な制約を縮小するなど議会活動の拡充強化の検討が進められています。今後、地方自治法の改正に伴い見直しを行うこととなります。</p> <p>多様な市民意見の的確な把握に努めるとともに、市民の意思を議会活動に反映することができるよう取り組んでまいります。</p>